

変 更 理 由 説 明 書

大堰川緑地は、本市を貫流する保津川の歴史的経過を尊重し、恵まれた自然環境の保全を図りながら、市民に憩いの場を提供することを目的として、昭和55年に川沿いを中心に、京都府によって都市計画決定された緑地である。

この度、当該緑地の区域内に存する宇津根橋（府道郷ノ口余部線）が改修されたこと及び保津川かわまちづくり計画に基づき保津川水辺公園の橋詰広場が整備されたことに伴い、当該緑地の区域の変更を行うものである。

七谷川緑地は、市の木である桜の名所として多くの市民に親しまれ、付近には重要文化財である丹波国分寺跡があるなど、歴史的にも由緒ある自然環境に恵まれた場所であるため、こうした利点を活かし、自由に野外活動を行うことができる憩いの場を提供しようと昭和56年に都市計画決定されたものである。

この度、国営亀岡農地再編整備事業の影響により区域形状が変化した箇所及び七谷川改修工事による整備を行う箇所の変更を行うものである。

また、当初の都市計画決定時から字名等に変更が生じたものの変更を行うとともに、大堰川緑地及び七谷川緑地の面積について、区域の面積を改めて測量したところ、緑地面積の錯誤が判明したため、実際の面積に補正を行う。

※大堰川緑地の区域の面積は約0.1ha増加し、加えて面積の補正により約6.9ha増加するため、約167.5haとなり、七谷川緑地の区域の面積は約1.5ha増加する一方、面積の補正により約0.4ha減少するため、約42.8haとなる。